

## 第 2 章

# 平成17年度事業計画

# 平成17年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

## (基本方針)

急速な少子高齢化が進行する中で、生活様式や価値観の多様化、さらには生活習慣病の増加等による疾病構造の変化などに伴い、保健・医療・福祉に寄せる県民の期待は大きく、しかも複雑化・多様化・高度化してきており、保健・医療・福祉の連携のとれた施策の推進が求められています。

財政が一段と厳しくなる中、第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」及び第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の着実な推進を基本とし、「いのち、人格、人権の尊重」のもと、誰もが健康で生きがいを持ち、ともに支え合いながら生涯を過ごすことのできる県南地域を目指して、市町村、関係機関及び団体との連携を図りながら効果的に施策を推進してまいります。

## (重点施策)

### 1 快適で健やかな生活の実現

#### (1) 食品等の安全性の確保対策事業の推進

新たな食品に起因する健康危機や法定外添加物、不適正表示など食品に係る問題に迅速かつ適切に対応するため、関係機関と連携し、食品の生産から消費に至るまで一貫した食品安全確保対策を「食品衛生監視指導計画」に基づき実施するとともに、食品等事業者及び地域住民に対し、食品衛生思想の普及啓発を推進し、食の安全、安心の確保に取り組みます。

#### (2) 安心して快適な生活環境の整備促進

生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、自主管理体制の確立を図りながら衛生水準の維持向上に努めるとともに、公衆浴場や旅館のレジオネラ属菌対策や室内空気環境対策を実施し適切な指導と情報の提供に努めます。

また、県民が安心して飲める「おいしい水」の安定的供給に向けて、水道事業の支援を行うとともに「福島県水道水質管理計画」に基づき水質検査体制の整備を推進します。

### 2 生涯にわたる健康づくりの推進

#### (1) 生活習慣病予防の推進

生活習慣病の一次予防に重要な喫煙対策について、公共施設・事業所の分煙や学校等の未成年者の防煙など受動喫煙防止対策の普及啓発を図るとともに、禁煙支援を行う医療機関等を拡大して、禁煙し易い環境づくりを推進します。

また、特定給食施設に対する巡回指導等を通じて栄養管理基準に従った適切な栄養管理を推進するとともに、外食店において栄養表示や健康情報提供をする「うつくしま健康応援店」の拡大を図り、食生活から個々人の健康づくりを支援します。

#### (2) 感染症対策の推進

感染症の発生予防やまん延防止など、予防知識の普及啓発を行うとともに、情報の迅速な収集と提供など、発生時に適切に対応できる体制整備に努めます。

#### (3) ひきこもり対策の推進

青年期におけるひきこもりに対する総合的な相談を行うとともに、具体的な支援策に取り組むことにより、心の健康の保持増進を図ります。

### 3 健康を支える医療の充実

#### (1) 医療安全体制の充実

医療機関に対して立入検査の実施や研修会等の開催を通し、適切な指導を行い、安全で良質な医療を提供する体制が確保されるよう努めます。

#### 4 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

##### (1) 家庭の虐待防止対策の推進

児童虐待、DV（配偶者暴力）、高齢者虐待、障がい者虐待など、家庭における虐待の防止に努めます。また、地域の相談体制づくりを行うとともに、市町村における取り組みを積極的に支援します。

##### (2) 生活保護の適正な実施

個人の尊厳を守り、個々の世帯の実情やニーズに即した援助を実施するとともに、市町村や関係機関と連携して早期の自立を支援します。

また、新規の申請については、丁寧に相談に応じ、適切な助言を行うとともに、迅速な対応により早期に可否を決定するように努めます。

##### (3) 県地域福祉支援計画の策定

第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21（平成13～22年度）」の見直しを通して、「福島県地域福祉支援計画」が策定されることから、保健医療福祉関係者、県民、市町村関係者から意見を聴取し、課題に対する施策の方向性及び指標の検討を行うとともに、併せて、市町村地域福祉計画の策定の支援に努めます。

##### (4) 地域福祉活動への支援

社会福祉協議会、ボランティア、NPO（非営利組織）との連携を図りながら、市町村ボランティアセンターの設置を促進するとともに、保健、医療、福祉の総合的なネットワークの構築の推進に努めます。

#### 5 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

##### (1) 思春期保健対策の推進

10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶にかかる思春期保健対策について、教育、医療など、関係機関と連携を図りながら具体的に検討を行うとともに、シンポジウム等を開催し、思春期の性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

##### (2) うつくしま子ども夢プランの推進

市町村、関係機関・団体などへの各種情報の提供及び交換を積極的に行い、市町村における次世代育成支援地域行動計画の円滑な推進の支援を通じて、うつくしま子ども夢プランの推進を図ります。

#### 6 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

##### (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援

市町村の第4次高齢者保健福祉計画・第3次介護保険事業計画（計画期間平成18～20年度）について、介護保険法などの見直しを踏まえ、円滑に策定されるよう意見の交換や情報の提供などの支援を行います。

#### 7 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

##### (1) 地域生活移行に向けた支援体制の整備

支援費制度などに基づく各種居宅サービスの充実を図るとともに、デイサービス、通所施設等の日中生活の場や、グループホーム等の生活の場など、障がい者の地域生活を支えるサービス基盤の整備を促進し、第2次福島県障害者計画の着実な推進を図ります。

また、障がい者の入所施設や精神病院からの地域生活移行を促進するため、相談支

援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。

8 保健・医療・福祉のさらなる推進

(1) 健康危機管理の体制整備

管内関係機関との連携・連絡体制の整備を図るとともに、マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応に努めます。

(2) 新医師臨床研修「地域保健・医療」の充実

指定臨床研修病院との緊密な連携を図りながら、平成17年度から実施される新医師臨床研修「地域保健・医療」の充実に努めます。

# 平成17年度主要事業計画

## 1【快適で健やかな生活の実現】

### (1)食品の安全確保対策事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>「福島県食品安全確保対策プログラム」及び「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の収去検査、農産物の残留農薬等の検査や食品製造施設における監視指導を実施し、食品の生産から消費まで一貫した食品の安全性の確保を図ります。</p> <p>また、平成15年4月に設置した食品安全確保に関する苦情や相談の総合的窓口「食品安全110番」の円滑な運営を関係機関と連携して行います。</p>	<p>食品の安全確保対策事業 夏期一斉食品取締 年末一斉食品取締 観光地対策 食品営業施設監視 集団給食施設監視 大型量販店監視 「食品安全110番」の窓口設置</p>	衛生推進 G

### (2)食中毒の発生防止対策事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>飲食に起因する健康被害や不良食品の発生を未然に防止するため、広域流通食品の製造施設や大型量販店等に対し、監視指導を重点的に実施するとともに、HACCP（危害分析・重要管理点）の手法による衛生管理の導入に向けた助言を行い、自主的衛生管理の確立を図ります。</p> <p>「小学校の食品衛生教室」や食品衛生「出前教室」等を実施し、消費者に対し食品の安全、安心に関する意識の向上と正しい食品の衛生知識の普及啓発を図ります。</p> <p>食品衛生月間（8月）事業として、消費者代表を「一日食品衛生監視員」に委嘱し、食品製造施設等の監視を実施するとともに、「食品衛生懇談会」を開催し、リスクコミュニケーションを実施します。</p>	<p>食品の高度衛生管理推進事業 重点監視対象施設監視 食品衛生「出前講座」の開設 食品衛生懇談会の開催 8月2日</p>	衛生推進 G

### (3)水道水の安全確保事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>県民が安心して飲める「おいしい水」の安定的な供給とどこでも利用ができるよう、市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう水道事業を支援します。</p>	<p>水道国庫（県費）補助事業 水道関係施設指導事業</p>	衛生推進 G

#### (4) レジオネラ属菌対策事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>平成 15 年に浴場の水質基準に新たにレジオネラ属菌が定められ、より衛生的な衛生水準の確保が求められていることから、立入指導や水質検査を実施し、施設管理者に対し具体的かつ的確な衛生管理指導の強化を行います。</p> <p>浴場水の水質検査の実施及び自主検査の勧奨 施設の清掃・消毒等の維持管理の強化指導 施設改善の指導助言</p>	<p>浴用水の水質検査の実施 及び自主検査の勧奨 施設の清掃・消毒等の維持管理の強化指導 施設改善の指導助言</p>	衛生推進 G

#### (5) 動物愛護事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>地域住民や愛玩動物（犬、猫）の飼育者を対象にしつけ方教室を開催するとともに、動物愛護ボランティア養成講習会や「小学校への獣医師派遣事業」を実施し、人と動物が共存できる社会環境の確保を図ります。</p> <p>また、動物取扱業者に対する立入指導を実施し、動物の愛護と適正管理に関する普及啓発を図ります。</p>	<p>人と動物の「ふれ愛」推進事業 動物愛護と適正管理普及事業 動物愛護フェスティバル開催 9月25日</p>	衛生推進 G

## 2【生涯にわたる健康づくりの推進】

### (1) 受動喫煙防止対策(生活習慣病予防普及事業)

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>「健康ふくしま21計画」の最重要分野であるたばこ対策について、受動喫煙防止の体制整備の推進を図ります。</p> <p>(1) 禁煙支援が受けやすい体制づくりをします。</p> <p>(2) 関係機関・団体等へ周知や協力を得て、地域における喫煙対策の推進を図ります。</p> <p>(3) 学校及び職場等地域における喫煙対策推進専門的相談・技術支援や健康教育を実施します。</p> <p>(4) たばこの健康被害及び禁煙等の普及啓発を行い、たばこに対する意識を高めます。</p>	<p>禁煙サポート医療機関等モニタリング調査 12月</p> <p>禁煙支援医療機関等情報提供 5月</p> <p>禁煙支援を行う医療職等への講習 4月28日</p> <p>受動喫煙防止普及啓発の周知 6月</p> <p>分煙実施状況把握</p> <p>禁煙サポート及び防煙教育教材等の情報提供</p> <p>世界禁煙デー等 5月30日</p>	健康増進 G

## (2) 難病患者対策関係事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>特定疾患治療研究対象疾患として指定されている45疾患について、対象者承認申請関連事務を行うとともに、難病患者が在宅で療養するための支援事業を実施します。</p> <p>(1) 特定疾患治療研究事業  (2) 難病在宅療養者支援体制整備事業  (3) 難病患者地域支援連絡会議  (4) 在宅ケア調整会議  (5) ボランティア育成事業  (6) 難病相談支援センター事業  (本庁健康衛生領域健康増進グループが事業展開中)  (7) 難病患者等居宅生活支援事業  (市町村が事業を展開、国・県から補助金)  (8) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業(新規)</p>	<p>医療費公費負担受給の申請  受給者証の交付 9月  相談班による個別相談会 10月  医療相談会 11月  全疾患患者及び家族を対象の交流会 12月  会議開催 2月  ケア調整会議開催  ボランティアフォローアップ研修会 6月18日</p>	健康増進 G

## (3) 食環境整備事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>「健康つくしま21計画」の栄養・食生活分野別計画推進対策として、個人の望ましい食生活を支援するには、食環境整備が大切であり、職域等における給食施設及びレストランや食堂等の外食を提供する施設が健康づくりの一環として「健康に配慮した食事の提供」に取り組む事業を推進します。</p> <p>(1) 特定給食施設管理事業  健康増進法第18条第1項2号及び第22条に基づき、栄養指導員が給食施設の栄養管理業務に対し必要な指導助言を行います。  特に平成17年度は、「日本人の食事基準」の取り組み等の定着を図ることに重点を置いて進めます。</p> <p>(2) 「うつくしま健康応援店」事業  管内の飲食店営業者が保健所に登録し下記の内容を実施します。  栄養成分表示・健康関連情報の提供  ヘルシーメニューの提供  禁煙・分煙への取り組み</p>	<p>特定給食施設管理事業  ア特定給食施設講習会開催(6回)  6月29日、30日  8月2日、3日、5日  11日  イ特定給食施設巡回指導実施  ウ特定給食施設巡回指導結果の集計・分析・報告  「うつくしま健康応援店」事業  ア参加店の登録  新規登録15店舗に拡大予定  イ事業拡大のための広報  市町村栄養担当者会議  6月21日  県南地域食生活改善推進協議会総会 7月11日</p>	健康増進 G

#### (4) 結核対策特別促進事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>(1) 結核患者療養支援事業 患者等に関する医療機関及び保健所のお互いの情報交換を円滑に行い、患者の完全治癒を目指すための連携の基盤整備を行います。 また、喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS（直接服薬確認療法）の全数実施を支援します。 学習会 ケアカンファレンス 先進地視察</p> <p>(2) 症例検討会 地域で実際に治療を行っている結核患者の症例を検討することにより、結核診断技術の向上、標準治療の普及、治療技術の向上を図ります。</p>	<p>結核患者療養支援事業 症例検討会 12月 結核ミニ出前講座</p>	医療薬事 G

#### (5) 感染症予防対策事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図ります。 さらに、正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、基盤体制整備の充実を図り、感染症予防に努めます。</p>	<p>平常時対応 ・マニュアル等所内体制整備 ・職員研修 9月22日 9月30日 発生時対応</p>	医療薬事 G

#### (6) エイズ等予防対策

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消のため、エイズの正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、エイズに関する相談及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査事業を実施します。 HIV抗体検査 毎週水曜日 9:00～11:30 （予約制）第2・4火曜日 17:15～20:00 エイズ相談 随時</p>	<p>普及啓発活動事業 HIV抗体検査 エイズ相談</p>	医療薬事 G



### (7) 薬物乱用の防止

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>薬物の乱用による危害を防止するため、乱用防止対策の効果的推進を図ります。</p> <p>1 各種啓発運動の実施 不正大麻・けし撲滅運動、麻薬・覚せい剤禍撲滅運動及び「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等各種啓発運動を展開します。</p> <p>(1) 白河地区、東白川地区薬物乱用防止指導員協議会と連携して各種啓発事業を展開します。</p> <p>(2) 若年層対象事業の実施 小中高校の薬物乱用防止教室へ講師を派遣しまた薬物乱用防止キャラバンカーを小学校に巡回させ、学校教育と連携して薬物乱用の弊害を児童生徒に啓発します。</p> <p>2 医療機関及び薬局における麻薬、向精神薬の保管管理の徹底を図ります。</p> <p>3 覚せい剤等の相談窓口を保健所に設置し、住民からの覚せい剤等に関する相談に応じます。</p>	<p>「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動及び国連支援募金運動 東白川地区 6月23日 西白河地区 6月25日 不正大麻・けし撲滅運動 その他啓発運動 薬物乱用防止指導員協議会運営事業 若年層対象事業 薬事監視 薬物関連問題相談</p>	医療薬事 G

### (8) ひきこもり心の健康サポート事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>ひきこもりの状態にある20歳代から30歳代の本人及び家族を対象として、相談窓口を設置し、併せて本人、家族等を支援する体制の整備を図ります。</p>	<p>相談窓口の設置 5月18日外11回 ひきこもり家族教室の開催 7月19日外5回</p>	保健福祉 G

## 3 【健康を支える医療の充実】

### (1) 医療安全対策の推進

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>適正な医療が提供されるよう医療事故防止等医療安全対策の推進、救急医療体制の充実強化を図ります。</p> <p>病院立入検査、診療所等立入検査の実施 福島県医療監視要綱に基づき計画的に実施し不適事項について検査後1か月以内に改善を求めます。</p> <p>医療安全対策研修会の開催 医療機関の医療従事者対象とした研修会を開催し、医療従事者一人ひとりの医療安全に対する意識の向上を図ります。</p>	<p>医療機関等監視指導 医療安全対策研修会 8月12日 医療相談</p>	医療薬事 G

## (2) 救急医療体制の充実強化

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>救急医療体制の問題点等について具体的な協議等を行い救急医療の質的向上を図ります。さらに、搬送途上の救命効果の向上を図るため、メディカルコントロール協議会において、救急救命士の救急活動の事後検証システムの構築等の協議を行います。</p> <p>県南地域救急医療対策協議会の開催            県中県南地域メディカルコントロール協議会            （事務局：県中保健所）</p>	<p>救急医療対策協議会            3月            県中県南地域メディカルコントロール協議会</p>	<p>医療薬事 G</p>

## (3) 血液確保対策の推進

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>「県南地域献血推進行動計画」に基づいた効果的の事業の推進を図ります。</p> <p>特に、若年層対策を強化するとともに、新規協力事業所開拓、住民献血の積極的推進を図ります。</p> <p>(1) 愛の血液助け合い運動            白河市と連携し、高校生・日赤奉仕団等団体の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。</p> <p>(2) 若年層の献血離れ対策として、高等学校における献血推進活動を支援し、高校生による草の根啓発活動を展開する。            平成17年度も昨年度に引き続きモデル校を設置します。</p>	<p>献血推進事業            街頭献血キャンペーン            7月6日、12月5日</p> <p>キビチーちゃんファンクラブ支援事業            白河旭高校、白河実業高校</p>	<p>医療薬事 G</p>

## 4 【誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

### (1) 地域福祉推進事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21（H13～H22）」の見直しを通して、「福島県地域福祉支援計画」が策定されることから、保健医療福祉関係者、県民、市町村関係者から意見を聴取し、課題に対する施策の方向性及び指標の検討を行うとともに、併せて、市町村地域福祉計画の策定の支援に努めます。</p>	<p>県地域福祉支援計画の策定支援</p>	<p>地域支援 G</p>

## (2)福祉ボランティア活動強化支援事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会及び行政の連携によって、地域課題を共有し、それぞれの機能を有効活用できる体制が必要であることから、市町村ボランティアセンターの整備促進を図るとともに、これら関係機関・団体間のネットワークの構築を推進します。	ボランティアセンターの整備促進 県南ボランティア・NPOの保健・医療・福祉ネットワーク推進会議 12月	地域支援 G

## (3)生活保護の適正な実施

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
生活保護の適正な実施のため、保健福祉事務所としての組織的な生活保護の事務運営、計画的現業活動の実施、役場・民生委員・医療機関等関係機関との連携強化を図ります。	生活保護町村担当者会議 6月28日 医療審査会 生活保護法施行事務監査 その他（経常業務等）	生活保護 G

## (4)家庭の虐待防止対策の推進

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待などの家庭の虐待を防止し、被害の軽減、被害者の早期保護を図るために、保健福祉事務所ごとに地域の実情に応じた横断的ネットワークを構築するとともに、市町村における関係機関のネットワーク形成を支援します。	家庭の虐待防止対策連携会議（代表者会議）の設置 11月21日 家庭の虐待防止対策会議（ワーキンググループ）の設置 講演会の開催 12月2日	保健福祉 G

## 5【妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進】

### (1)豊かに「いのち」を育む支援事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
思春期、子育て予備軍にある若者に対して、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠と人工妊娠中絶を減少させるため、「いのち」を豊かに育めるよう支援します。	思春期相談ホットライン（電話・面接・メール相談） 若者のための性を考える講座	保健福祉 G

## (2) 県南地域思春期保健対策推進事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
管内の10代の人工妊娠中絶の実施状況等を踏まえ、望まない妊娠と人工妊娠中絶を減少させるため、地域関係機関との連携のもとに思春期保健対策を推進します。	県南地域思春期保健対策 推進会議 8月5日 思春期保健実態調査 ・10代の妊娠中絶者実態 調査 ・関係機関の性問題に関 する実態調査 思春期リーフレット検討ワーキング グループ 開催 思春期の子どもたちの性 を考える講演・シンポジウム 11月16日 思春期対策推進研修会 ・医師研修 8月31日 ・保健、教育関係者研修 9月30日	保健福 社 G

## (3) うつくしま子ども夢プランの推進

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
市町村、関係機関・団体等への各種情報の提供及び交換を積極的に行い、市町村における次世代育成支援地域行動計画の円滑な推進を支援することを通じて、うつくしま子ども夢プランの推進を図ります。	子育て支援交流会の開催 5月25日	保健福 社 G

## 6 【高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進】

### (1) 介護保険事業支援計画等の策定

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
今年度が見直し年度である福島県高齢者保健福祉計画及び福島県介護保険事業支援計画を策定するとともに、管内各市町村の下記計画策定の支援を行います。 また、介護保険制度見直しによる市町村業務がスムーズに行えるよう支援します。 県計画 第4次福島県高齢者保健福祉計画	市町村支援 ・情報提供 ・意見交換会	保健福 社 G

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
第 3 次福島県介護保険事業支援計画 市町村計画 第 4 次市町村高齢者保健福祉計画 第 3 次市町村介護保険事業計画		

## (2) 認知症予防対策事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
認知症についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、地域における認知症症状の早期発見・早期対応体制の整備を重点的に行っていきます。 圏域に1つのモデル市町村を選定 認知症予防対策推進会議の開催 普及・啓発（キャンペーン等）	モデル市町村の選定 ・支援計画策定 ・学習会の開催 ・ケア会議 予防対策推進会議 11月25日 普及啓発強化月間 9月	保健福祉 G

## (3) 介護保険施設等実地指導

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設におけるサービスの質を確保し、併せて、保険給付等に係る費用の請求の適正な運用に関して周知徹底を図ります。 介護保険施設 老人福祉施設 8 か所予定 老人保健施設 3 か所予定 療養型医療施設 2 か所予定 居宅サービス事業所 11 か所予定 居宅支援事業所 4 か所予定	実地指導 ・介護保健施設 ・居宅サービス事業所 ・居宅支援事業所	保健福祉 G

## (4) 市町村実地指導及び技術的助言

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
市町村の業務が適正かつ効率的運営の確保を目的として実施します。 今年度の市町村実地指導及び技術的助言 高齢者福祉行政 6 市町村予定 介護保険業務 5 市町村予定 老人保健事業 4 町村予定	実地指導・助言の対象 ・高齢者福祉行政 ・介護保険業務 ・老人保健事業 ・老人医療事務	保健福祉 G

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
老人医療事務 12市町村予定 各根拠法令等に基づき、各市町村の事業実施 状況に対して、指導・助言等を行います。		

## 7【障がい者が自立し社会参加できる社会の推進】

### (1)地域生活移行促進に向けた支援体制の整備

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>ノーマライゼーションの理念に基づき身体障がい児者及び知的障がい児者の地域生活への移行を促進するため、社会資源の整備や関係機関の連携強化に努めます。</p> <p>(1)本庁レベルでの地域生活移行促進プログラム策定の動きをにらみながら進めます。</p> <p>(2)地域療育等支援事業連絡調整会議により知的障害児者に係る関係機関の連携強化と啓発に努めます。</p> <p>(3)本庁の要綱策定を待って、障がい者計画圏域計画連絡調整会議の位置づけを整理したうえで、計画的な社会資源整備の促進に向けた進行管理と地域生活移行に向けた関係機関の調整に努めます。</p>	<p>地域療育等支援事業連絡調整会議の開催 8月1日外2回</p> <p>障がい者計画圏域計画連絡調整会議の開催 1月</p>	保健福祉 G

### (2)精神障がい者地域生活移行促進事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>病状が安定し入院治療の必要がないにもかかわらず、地域における受け皿がない等の理由で入院を余儀なくされている精神障がい者に対し、退院及び地域生活での自立を支援し、併せて地域の受け入れシステムを整備することにより、精神障がい者の地域生活移行を促進します。</p>	<p>事前準備(事業説明会) 7月14日外2回</p> <p>出張講座の実施 自立支援協議会出席</p>	保健福祉 G

## 8【保健・医療・福祉のさらなる推進】

### (1)健康危機管理体制整備事業

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>原因が特定できない健康被害の発生や、大規模な健康被害が発生した時などの健康危機管理対策に万全を期すため、関係機関との連携体制整備や、平常時から模擬訓練等による対応能力の向上を図り、マニュアルに基づく迅速かつ適切な対応に努めます。</p>	<p>平常時対応 ・マニュアル等所内体制整備 ・模擬訓練 ・職員研修 9月22日、30日</p> <p>発生時対応(24時間体制)</p>	医療薬事 G

### (2)地域保健医療福祉の推進

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、地域の実情に即した保健・医療・福祉施策を推進する必要があるため、「県南地域保健医療福祉圏計画」に基づき、地域における保健・医療・福祉が連携し、総合的・一体的な施策を推進します。</p> <p>また、保健・医療分野と福祉分野に携わる人材の養成・研修等の充実を図ります。</p> <p>(1) 県南地域保健医療福祉推進会議の開催 ・計画の見直し及び進行管理等の検討・協議 ・地域の実情に即した施策の提言等</p> <p>(2) 地域保健福祉関係職員研修事業 ・新任研修 ・管理・監督者研修</p> <p>(3) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の確保 ・医師・保健師・看護師等実習の指導 ・福祉専門職員、栄養士等の実習受け入れ</p>	<p>県南地域保健医療福祉推進会議 2回(10月、3月) 地域保健福祉関係職員研修事業 5月外1回 実習生受け入れ 地域在宅ケア研修 地域保健福祉活動推進研修 8月19日</p>	地域支援 G

### (3)新医師臨床研修「地域保健・医療」

概 要	主 な 事 業 内 容	担当 G
<p>新医師臨床研修制度スタート(平成16年度から)に伴い、「地域保健・医療」部門研修の受入機関として、指定臨床研修病院との緊密な連携を図りながら、平成17年度から実施される新医師臨床研修「地域保健・医療」の充実に努めます。</p>	<p>新医師臨床研修「地域保健・医療」の充実 5月23～27日外5回</p>	地域支援 G